

令和7年

渡島西部広域事務組合議会

第3回定例会 会議録

令和7年12月5日 開会

令和7年12月5日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願い致します。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次

令和7年12月5日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	3
○ 出席議員	3
○ 欠席議員	3
○ 出席説明員	3
○ 欠席説明員	3
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	3
○ 開会	4
○ 開議宣告	4
○ 議事日程	4
○ 管理者の挨拶	4
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	5
○ 日程第2 会期の決定	5
○ 日程第3 諸般の報告	5
○ 日程第4 承認第1号 専決処分した事件について (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	5
○ 日程第5 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7
○ 日程第6 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	8
○ 日程第7 議案第3号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	9
○ 日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	10
○ 閉会の議決	11
○ 閉会宣告	11

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
承認 1	専決処分した事件について (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	12月5日	原案承認
1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	12月5日	原案可決
2	渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	12月5日	原案可決
3	令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	12月5日	原案可決

令和7年 第3回定例会
令和7年12月5日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 承認第1号 専決処分した事件について
(職員給与に関する条例の一部を改正する条例)
日程第5 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第3号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)
日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
-

◎出席議員(12名)

議長	12番	溝部 幸基(福島町)	1番	佐藤 孝男(福島町)
	2番	沼山 雄平(松前町)	3番	廣瀬 雅一(木古内町)
	4番	相澤 巧(木古内町)	5番	山田 顕人(知内町)
	6番	木村 隆(福島町)	7番	木村 一(知内町)
	8番	堺 繁光(松前町)	9番	谷口 康之(知内町)
	10番	伊藤 幸司(松前町)	11番	又地 信也(木古内町)

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員(18名)

管理者	鳴海 清春	副管理者	小鹿 一彦		
参与	若佐 智弘	参与	鈴木 慎也		
幹事	尾坂 一範	幹事	三原 知明	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	古一 直喜	事務局長	要田 吾朗
衛生センター長	堺 泰幸	消防長	伊藤 則幸	松前消防署長	小川 隆広
福島消防署長	住吉 竜大	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	石塚 睦
消防本部主幹	大野 泰輔	衛生センター事務係長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員(1名) 参与 西山 和夫

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員(3名)

次長	梅岡 忍	書記	上田 沙恵	書記	田中 優香
----	------	----	-------	----	-------

◎開会・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

出席、ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和7年第3回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

どうもご苦勞様でございます。

令和7年第3回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末を控え何かとお忙しい中、そして、今日はいきなりの大雪に見舞われて、朝から多分、雪かき大変だったと思いますが、第3回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は暑い日が長く続きましたが、秋の時間を楽しむ暇もなく、あっという間に冬の景色へ変わり、秀峰千軒岳に雪を頂く季節となっております。

今年はそれに加えて、7月以降、道内はもとより全国的にクマによる被害が多発した1年でもありました。また、マスコミ報道などで、インフルエンザが例年より1か月早く流行している状況でございます。

当組合におきましては、町民の命を守るという観点から、職員の感染予防対策の万全を期してまいりますので、ご理解をお願い致します。

それでは、今般の定例会に提案申し上げます案件についてですが、まず、専決処分した事件の承認として、国の人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が1件、2点目が緊急消防援助隊の隊員として出動した職員に対する手当の創設として、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が1件、3点目が大船渡市の林野火災を受け火災予防条例の一部が改正されたことに伴う、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例が1件となっております。

4点目は、一般会計の補正予算となっております。補正予算の主な内容ですが、国の人事院勧告に伴い専決処分した職員の給与に関する条例の一部改正による職員の給与や職員手当等に係る人件費の増額となっております。

なお、議案につきましては、この後、担当者から詳しく説明を致しますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日、定例会終了後、全員協議会の開催をお願いしてございます。

案件につきましては、例年行っております衛生センター施設整備計画の変更及び消防施設整備計画の変更となっております。よろしくご協力のほどお願い致します。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのあいさつといたします。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は規定に基づき、1番佐藤 孝男議員、2番沼山 雄平議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎承認第1号 専決処分した事件の承認 （職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（溝部幸基）

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認、職員給与条例の一部改正を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、資料1議案の5ページをお願いします。

承認第1号 専決処分した事件の承認。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年12月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

6ページをお願いします。

専決処分書。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月21日、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明いたしますので、資料2議案説明資料の5ページをお願いします。

承認第1号関係。専決処分した事件の承認です。

内容につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

1 改正の理由。

令和7年8月7日の人事院勧告において、民間との給与較差を埋めるため、給与水準引上げとして給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げる等の勧告がなされました。

国においては、11月11日に閣議で今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定致しましたので、当組合においても人事院勧告に基づき関係条例を改正するものです。

2 改正の内容。

(1)第1条関係、令和7年4月1日遡及適用分として、①給料表の改定、別表第1、第4条関係です。

大卒採用職員の初任給を12,000円、高卒採用職員の初任給を12,300円上げるとともに、概ね30歳台後半までの職員に重点を置き、号俸について所要の改定をします。

これによる平均改定率は、全体で3.3%となります。

②通勤手当の改定、第10条関係です。

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、現行の距離区分について、200円から7,100円までの幅で改定します。

下記の表、距離区分5km未満、5km以上10km未満の区分について、改定はありません。10km以上15km未満の距離区分については、手当額を7,100円から7,300円に200円改定します。以降の距離区分についても、それぞれ記載のとおり改定となります。

③宿日直手当の改定、第17条関係です。

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、現行の4,400円から4,700円に改定します。なお、消防職員については夜間勤務手当の対象であり、当組合に宿日直手当の対象職員はおりません。

④期末・勤勉手当の改定、第18条及び第19条関係です。

期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月上げ、職員については4.6月を4.65月、定年前再任用短時間勤務職員については2.4月を2.45月に改定し、国と同様に12月期支給とするものです。

6ページをお願いします。

改正前、改正後の支給月数は、ア及びイの表に記載のとおりです。

(2)第2条関係、令和8年4月1日施行分は、同じく期末・勤勉手当の改定で、令和7年度では12月期に支給月数を0.05月上げますが、令和8年度以降については、6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分するものです。

改正前、改正後の支給月数は、ア及びイの表に記載のとおりです。

3 施行期日等。

この条例は公布の日から施行し、第1条による規定は、令和7年4月1日から適用し、第2条による規定は、令和8年4月1日から施行するものです。

なお、条例の新旧対照表については、議案の7ページから掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、承認第1号、専決処分した事件の承認、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、承認第1号は承認致しました。

◎議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

伊藤則幸消防長。

○消防長（伊藤則幸）

それでは、議案第1号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明致しますので、資料ナンバー1議案の15ページをお願い致します。

議案第1号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明致しますので、資料ナンバー2説明資料の11ページをお願い致します。

1 改正の理由でございますが。

令和6年8月1日付けで総務省消防庁より、緊急消防援助隊の隊員として出動した職員に対する手当の創設について検討するよう、消防組織法第37条の規定に基づく助言があったことに伴い、当組合職員の特殊勤務手当においても、国家公務員の特殊勤務手当の額に準じまして、所要の改正をするものでございます。

2 改正の内容でございますが。

一つ目、緊急消防援助隊出動手当の新設、第2条関係でございます。

特殊勤務手当の種類に、緊急消防援助隊出動手当を新設致します。

二つ目、緊急消防援助隊出動手当の支給要件、第8条関係でございます。

緊急消防援助隊の隊員として出動した消防職員に対する手当の支給要件を規定致します。

業務内容の区分でございますが、緊急消防援助隊の隊員として災害が発生した市町村に出動した職員の場合は、手当額、1日につき1,080円。

また、管理者が著しく危険であると認める区域で活動に従事した職員の場合につきましては1日につき2,160円を支給するものでございます。

3 施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行致したいと思っております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

ご審議、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号に賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第2号、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

伊藤則幸 消防長。

○消防長（伊藤則幸）

それでは、議案第2号、火災予防条例の一部改正についてご説明致しますので、資料ナンバー1 議案の17ページをお願い致します。

議案第2号、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例。

渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明致しますので、資料ナンバー2説明資料の13ページをお願い致します。

1 改正の理由でございますが。

本年2月26日に発生致しました大船渡市林野火災を受け、令和7年8月29日付けで総務省消防庁より、火災予防条例（例）の一部が改正されることに伴い、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、当組合におきましても火災予防条例の一部を改正するものでございます。

2 改正の内容でございますが。

一つ目、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限、第32条関係でございます。

火災予防条例の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確に致しまして、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、条文を削除致します。

二つ目、林野火災の予防、第32条の8関係でございます。

火災予防条例に「第3章の3 林野火災の予防」を新たに創設し、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野周辺において住民等に対し「林野火災注意報」を発し、注意報が解除されるまでの間、区域内にある者は、火災予防条例第32条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないとし、また、管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案し、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるよう、条文を新設致します。

三つ目、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限、第32条の9関係でございます。

管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案し、火災予防条例第32条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるよう、条文を新設致します。

四つ目、屋外催しに係る防火管理、第51条の4関係でございます。

火災予防条例第54条に第2項を新設することに伴い、所要の改正を行います。

五つ目、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出、第54条関係でございます。

火災予防条例第7章雑則第54条において、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることを明確にし、また、消防長は、火災予防条例第54条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるよう、所要の改正を行います。

3 施行期日につきましては、令和8年1月1日から施行したいと思っております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

ご審議、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号に賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)

○議長(溝部幸基)

日程第7 議案第3号 令和7年度一般会計補正予算(第3号)を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長(要田吾朗)

資料1 議案の21ページをお願いします。

議案第3号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)。

令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,470万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,667万3千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算の概要を申し上げます。

令和7年度人事院勧告に伴う給与改定等による増額のほか、扶養親族の異動や共済組合負担金率等の確定及び標準報酬月額改定による人件費の増額となっております。

それでは、歳出から所属毎に説明を致しますので、資料2 説明資料の16ページをお願いします。

節で10万円以上の増減があったものを中心に説明致します。

始めに、事務局所管分です。

2款総務費、1項、1目事務局費186万2千円の増額です。

2節給料41万8千円、3節職員手当等35万1千円、4節共済費65万8千円、18節負担金、補助及び交付金43万5千円の増は、人事院勧告に伴う給与改定のほか、扶養親族の異動や共済組合負担金率の確定及び標準報酬月額改定によるもので、以下、各所属につきましても同様の内容による増となっております。

17ページをお願いします。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費83万6千円の増額で、2節給料41万2千円、3節職員手当等23万6千円、4節共済費18万8千円の増です。

2目ごみ再生処理費38万3千円の増額で、2節給料12万9千円、3節職員手当等20万5千円、4節共済費4万9千円の増です。

18ページをお願いします。

消防本部所管分です。

4款消防費、1項、1目消防本部費201万6千円の増額で、2節給料51万8千円、3節職員手当等63万1千円、4節共済費86万6千円、18節負担金、補助及び交付金1千円の増です。

下の表、松前消防署所管分です。

2目松前消防署費1,451万5千円の増額で、2節給料465万円、3節職員手当等279万1千円、4節共済費706万9千円、18節負担金、補助及び交付金5千円の増です。

19ページをお願いします。

福島消防署所管分です。

3目福島消防署費760万2千円の増額で、2節給料302万1千円、3節職員手当等317万7千円、4節共済費140万1千円、18節負担金、補助及び交付金3千円の増です。

下の表、知内消防署所管分です。

4目知内消防署費647万7千円の増額で、2節給料240万9千円、3節職員手当等237万2千円、4節共済費169万3千円、18節負担金、補助及び交付金3千円の増です。

20ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。

5目木古内消防署費1,101万4千円の増額で、2節給料243万2千円、3節職員手当等291万5千円、4節共済費558万4千円、18節負担金、補助及び交付金5千円の増です。

8節旅費7万8千円の増は、中途採用者の赴任旅費によるものです。

歳出の補正についての説明は以上です。

続いて歳入を説明しますので、15ページをお願いします。

1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金215万円の増額は、歳出補正に伴うものです。

構成町負担金は事務局費、し尿処理費、ごみ再生処理費は按分により、1節松前町負担金から4節木古内町負担金で記載のとおりとなっております。

2目消防負担金4,255万5千円の増額は、歳出補正に伴う分で、構成町の負担金は事務局費と消防本部費は按分により、署費は構成町の全額負担となり、1節松前町負担金から4節木古内町負担金で記載のとおりとなっております。

総額では、歳入歳出とも4,470万5千円の増額補正となります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第3号に賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認を議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席、派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正副議長、議員

を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり承認することに決定致しました。

出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決、閉会の宣告

○議長（清部幸基）

お諮り致します。

本会議の案件の審議を全て終了致しましたので、令和7年第3回定例会を閉会致したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、本日の会議を閉じます。

○議長（清部幸基）

どうもご苦労様でした。

(閉会 午後3時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 喜

署名議員 佐 藤 孝 男

署名議員 沼 山 雄 平